

2019年4月1日現在の増値税税率表 について

中国では、近年の増値税制度改革により、増値税に複数税率制が採用されています。また、2019年4月からは一部課税取引の税率が引き下げられるなど、課税取引ごとの増値税率には十分な注意が必要な状況となっています。そこで、今回は、2019年4月1日現在の増値税の税率表を概説します。

■増値税の成立表（2019年4月1日現在）

課税取引の内容			税率
貨物（モノ）の販売もしくは輸入、労務（加工）の販売	1. 貨物（モノ）の販売もしくは輸入、 労務（加工等）の販売		13%
	2. 下記にかかる販売もしくは輸入 ➤ 穀物等の農作物、食用植物油、食塩 ➤ 水道水、ボイラー、冷気、熱水、ガス、石油気 化ガス、天然ガス、エタノール、メタンガス、 住居用石炭製品 ➤ 飼料、化学肥料、農薬、農機、農業用フィルム		9%
役務（サービス）の提供	3. 交通運輸サービス（旅客、貨物）		9%
	4. 郵政（郵便）サービス		9%
	5. 電信サービス	基礎電信サービス	9%
		増値電信サービス	6%
	6. 建築サービス		9%
	7. 不動産販売（建築物、構築物等の所有権譲渡）		9%
	8. 金融サービス		
	9. 現代サービス	有形動産リース	13%
		不動産賃貸	9%
		その他の現代サービス ➤ 研究開発と技術 ➤ 情報技術 ➤ 文化創意 ➤ 物流サポート ➤ 認証コンサルタント ➤ ビジネスサポート、等	6%

課税取引の内容			税率
	10. 生活サービス	以下のサービス ➢ 文化体育 ➢ 教育医療 ➢ 旅行娯楽 ➢ 飲食宿泊 ➢ 住民日常サービス、等	6%
	11. 無形資産販売	技術、商標、著作権、のれん、 天然資源やその他権益性の ある無形資産使用权もしくは 所有権の譲渡	6%
		土地使用権の譲渡	9%

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>